

信用保証トピックス (平成20年11月)

原材料価格高騰対応等緊急保証制度の取組状況

～厳しい経済情勢を反映し、保証申込の増加を予想～

当協会では、全国統一保証制度として創設された『原材料価格高騰対応等緊急保証制度』（以下「緊急保証制度」という。）の取扱いを平成20年10月31日から開始しております。

本保証制度は、売上の減少または原材料価格や仕入れ価格が上昇しているが、十分な価格転嫁を行うことが難しい中小企業者に、国の緊急経済対策の一環として安定的な資金供給を行うことを目的として創設されたものです。

また、本緊急保証制度をより多くの中小企業者にご利用いただけるよう、緊急保証制度の取扱開始日（平成20年10月31日）にあわせ、緊急保証制度の対象指定業種を185業種から545業種（全企業数の62%）に拡充し、11月14日には新たにソフトウェア業等の73業種を追加し、全体で618業種（全企業数の65%）と拡充するなど、中小企業者の資金繰り対策に万全を期すための対応がとられています。

当協会での緊急保証制度に伴う保証相談は取扱開始後3週間で5,001件、同保証承諾では件数で934件、金額で23,809百万円となっており、平成19年11月の1ヵ月間における経営安定関連保証（5号）の保証承諾が55件、1,118百万円であったことから、中小企業者の置かれている現状の厳しさ及び中小企業者の今回の緊急保証制度への期待の高さが窺え、当協会では、その期待に応えるよう、迅速な取組みに努めてまいります。

今後、資金需要が高まる年末にかけ保証相談及び保証申込が一層増加するものとみていますので、これまで以上に、中小企業者の実情を勘案し親切・丁寧な対応及び適切な保証審査に努めていく所存です。

<ご注意> 今回の緊急保証制度は、既存の経営安定関連保証を拡充し実施されたものであり、新たに保証の別枠が創設されたものではありません。

【緊急保証制度に関する主な相談内容】

- 既存の経営安定関連保証（セーフティネット保証）を限度額まで利用していますが、緊急保証制度を更に利用できないのですか。
- 経済産業大臣から指定を受けた業種を営んでいないのですが、緊急保証制度を利用することはできないのですか。
- 地方自治体より認定書をもらえば、必ず保証協会の保証は利用できますか。
- 既存の借入金の返済額も大きく、借入金の返済が資金繰りの大きな負担になっています。新たな借入を行いつつ、返済額の総額を減らすことはできないのですか。

【緊急保証制度取扱開始後3週間の保証相談・保証承諾状況】

集計期間	保証相談(件)	保証承諾	
		件数(件)	金額(百万円)
第一週 (10月31日～11月7日)	1,091	89	2,151
第二週 (11月10日～11月14日)	2,001	182	4,427
第三週 (11月17日～11月21日)	1,909	663	17,231
合計	5,001	934	23,809

<参考> 平成19年11月の経営安定関連保証（5号）の保証承諾実績 55件 1,118百万円

『原材料価格高騰対応等緊急保証制度』の概要

名称	原材料価格高騰対応等緊急保証制度
保証申込 取扱期間	平成20年10月31日から平成22年3月31日
対象となる方	中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき、経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、次の事由のいずれかに該当することについて、市町長の認定を受けた方
	イ 最近3ヵ月間の平均売上高(または販売数量)が前年同期に比べて3%以上減少
	ロ 製品の製造等に関する売上原価のうち20%以上を占める原油または原油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売等の価格の引上げが著しく困難であるため、最近3ヵ月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っている
	ハ 最近3ヵ月間の平均売上総利益率(または営業利益率)が前年同期に比べて3%以上減少
貸付限度額	2億8,000万円(一般保証枠とは別枠ですが、既存の経営安定関連保証との合算限度額となります。)
資金用途	経営の安定に必要な事業資金(運転資金・設備資金)
保証期間 返済方法	原則として、10年以内の均等分割弁済(据置1年以内)
貸付利率	金融機関所定の利率
保証料率	年 0.8%
保証料率割引制度	『会計処理に関する割引』及び『技術評価制度を活用した割引』の対象となりますが、『有担保割引』の対象とはなりません。
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	原則として、法人代表者以外の保証人は不要です。
保証割合	責任共有制度の対象外となるため100%保証
利用可能な 制度融資	平成20年10月31日時点では、下記の自治体制度融資に限り利用することが可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ○兵庫県経営円滑化貸付 ○神戸市経済変動対策資金 ○尼崎市経済変動対策特別融資 ○伊丹市セーフティ1to6資金 ○姫路市経営安定対策資金 なお、自治体制度融資を利用する場合には、各制度融資の要件を満たす必要がありますが、貸付利率は各自治体制度融資で定める貸付利率となります。
申込に必要な書類	当協会所定の申込書類のほか、中小企業信用保険法第2条第4項第5号に係る認定書

※ 保証の諾否は、通常の保証審査により決定します。

※ 上表は制度の概要を表示しています。詳細につきましては各保証相談窓口にお問い合わせください。